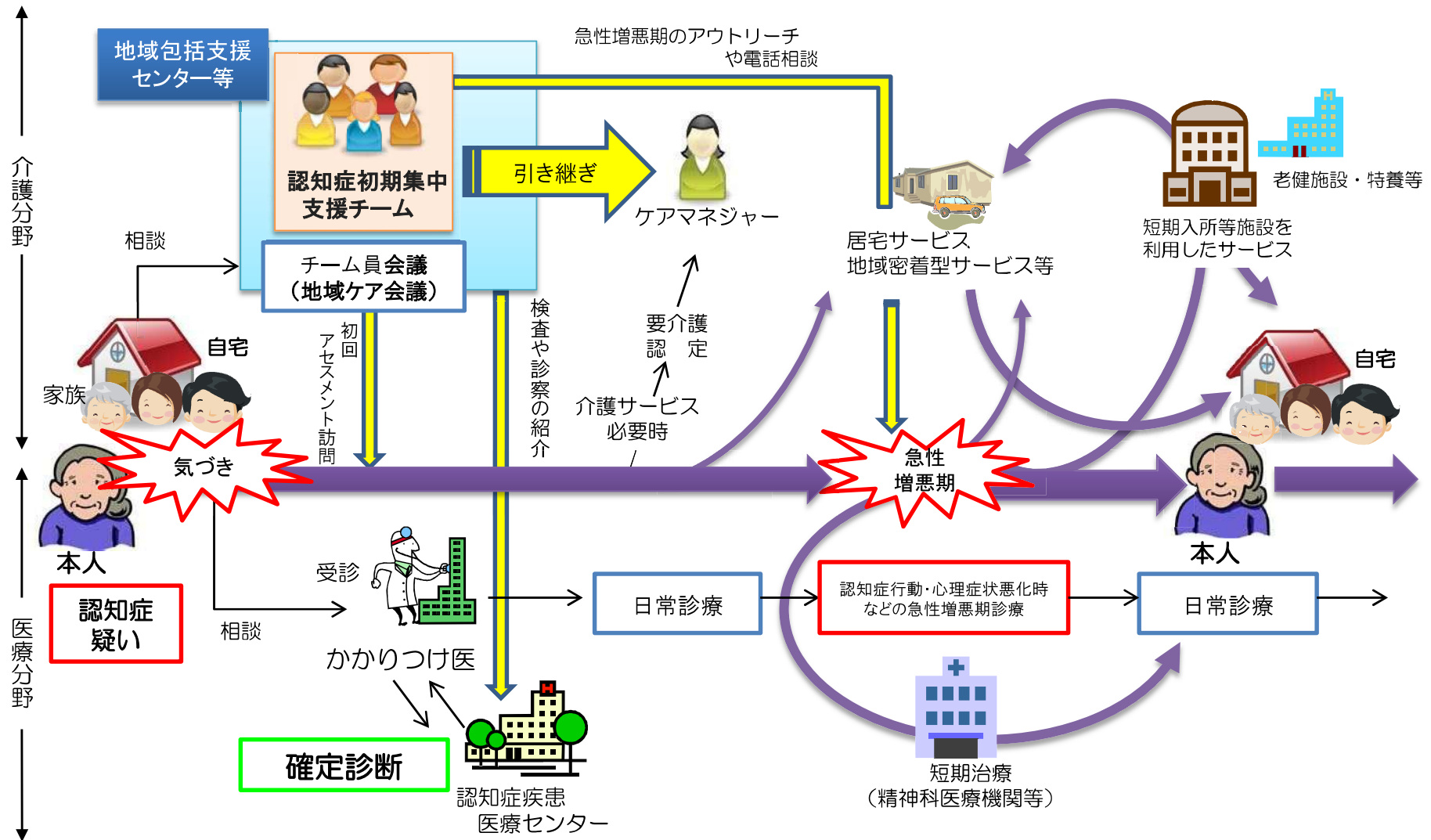


標準的な認知症ケアパスの概念図

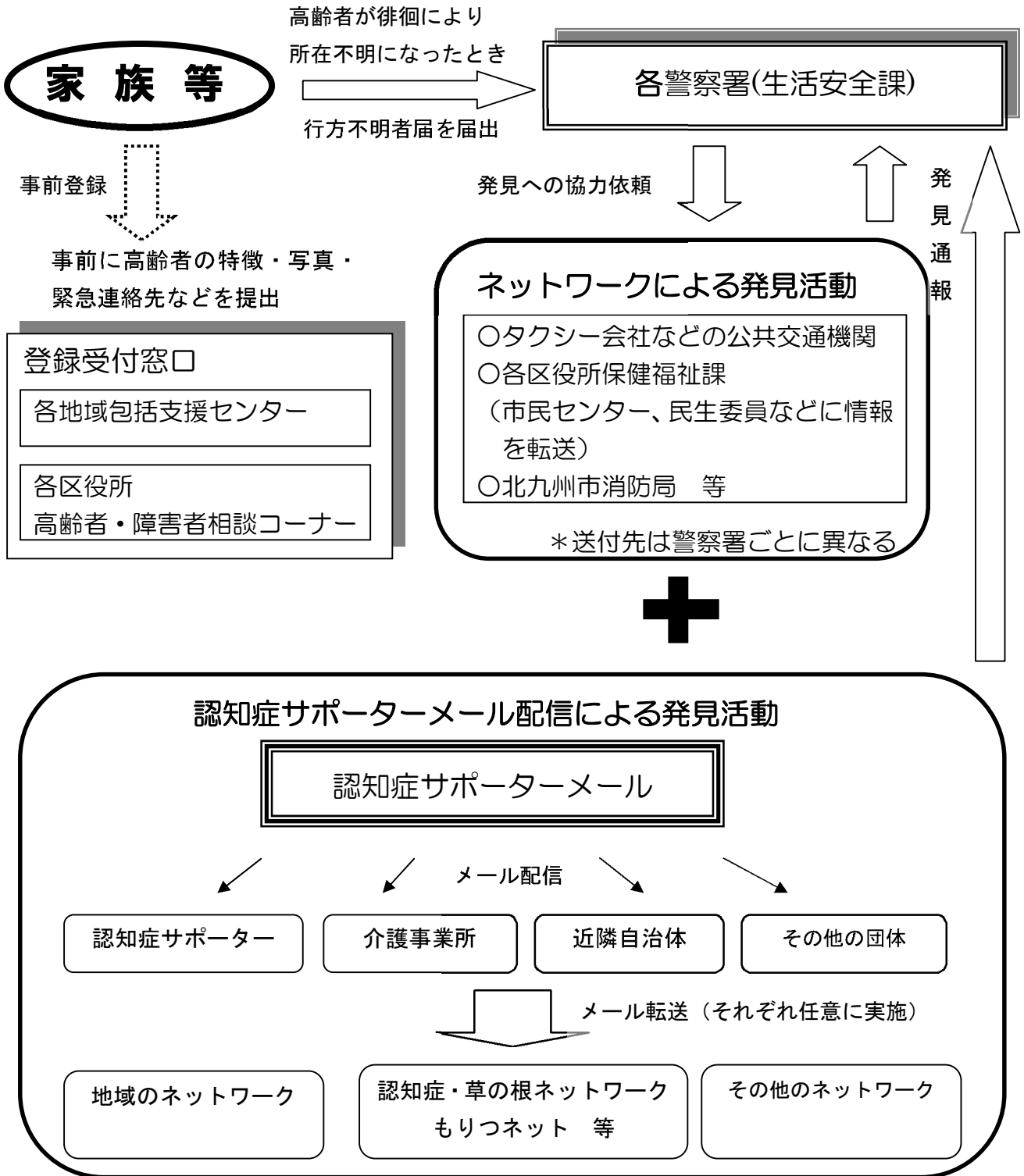
～ 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～

← 気づき～診断まで → ← 日常在宅ケア → 急性増悪期ケア → 日常在宅ケア →



徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステムの概要

《 SOS ネットワークの流れ（イメージ） 》



成年後見制度利用支援事業

【成年後見制度の概要】

- 成年後見制度とは、認知症などによる精神上的の障害が理由で判断能力が不十分な方（本人）に対し、家庭裁判所が成年後見人等を選任して、本人の意思を尊重しながら法的に援助する制度
- 成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類
- 法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見（ほとんどない）」、「保佐（著しく不十分）」及び「補助（不十分）」の3つに区分
- 法定後見制度の利用には、本人や配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長などによる家庭裁判所への申立てが必要

●成年後見制度関連データ（国）

	法定後見開始 申立件数	後見人等 選任件数	（内訳）	
			親族の割合	親族以外の割合
平成12年度	8,956件	3,492件	90.9%	9.1%
平成20年	26,018件	23,864件	68.5%	31.5%
平成25年	33,832件	31,703件	42.2%	57.8%

（出典：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」）

【成年後見制度の利用相談】

- 北九州市（ウェルとばた内）や福岡家庭裁判所において、原則無料で対応

●成年後見制度相談件数（北九州市）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	615件	532件	561件	508件

【市長申立ての概要】

- 身寄りのない認知症高齢者などに対する法定後見制度の利用支援のため、次のすべての要件に合致する場合には、市長申立てができる
 - (1) 本人の判断能力が欠けているため本人申立てができない
 - (2) 申立てを行える親族がない又は親族申立てが期待できない
 - (3) 介護保険サービス等の利用や財産管理等の日常生活上の支援が必要
- 市長申立てに要する費用は本人負担。ただし、本人が生活保護受給者等の場合には北九州市が助成（選任された成年後見人等の報酬についても同様）

●市長申立て関連データ（北九州市）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市長申立件数	13件	14件	13件	16件
費用助成件数	3件	4件	9件	7件

市民後見人養成事業

【国の動向】

- 平成24年4月に改正老人福祉法が施行され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定された。
- これを受けて国は、市民後見人の育成及び活用に向けて、
 - (1) 市町村の取組体制
 - (2) 養成研修の実施
 - (3) 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦
 - (4) その他必要な措置について、参考となる内容を都道府県及び指定都市に通知した。

【北九州市の動き】

- 北九州市では、平成19年10月から、社会貢献型「市民後見人」養成事業を開始した。平成25年度までに計6回の養成事業を実施し、累計106人の市民が養成事業を修了した。
- 北九州市社会福祉協議会（権利擁護・市民後見センター らいと）では、平成21年4月から、北九州市が実施する上記養成事業の修了者の活用を前提とした法人後見事業を開始した（平成26年3月末現在の受任件数：48件）。
- 北九州市が実施した上記養成事業の修了者（106人）のうち、これまでに45人が「らいと」に雇用されており、平成26年4月現在37人が「らいと」の業務に従事している。